

議案第4号

多古町地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。

令和7年6月18日

多古町地域公共交通会議
会長 平山 富子

第3条第1号中「、運賃、料金」を削除。

第4条第5号中「千葉運輸支局長」を「国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(運賃協議分科会)

第9条の2 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について協議を行うため、交通会議に運賃協議分科会を設置する。

2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

多古町地域公共交通会議設置要綱一部改正（案）概要

【改正の趣旨】

令和 5 年 10 月 1 日に道路運送法が改正され、運賃等の協議を行う際は、あらかじめ公聴会等により、住民等の意見を聞くとともに、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、地域公共交通会議とは別に、道路運送法第 9 条第 4 項で規定する者を構成員とする協議会（以下「運賃協議会」とする）において協議を行うこととなった。「運賃協議会」の設置にあたっては、地域公共交通会議の要綱に「運賃協議分科会」にて協議を行う旨の規定を加えることで設置が可能であることから、要綱を改正する。

多古町地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本則</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様_____等に 関する事項</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をも って構成し、町長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(<u>運賃協議分科会</u>)</p> <p><u>第9条の2 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項に ついて協議を行うため、交通会議に運賃協議分科会を設置する。</u></p> <p><u>2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定め る。</u></p> | <p>本則</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、<u>運賃、料金等</u>に 関する事項</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をも って構成し、町長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>千葉運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> |

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

（設置）

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、多古町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

（事務所）

第 2 条 交通会議の事務所は、千葉県香取郡多古町多古 584 番地多古町役場内に置く。

（協議事項）

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の作成、評価及び変更に関する事項
- (4) 交通計画の実施に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（委員）

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 町民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 香取警察署長又はその指名する者
- (8) 成田土木事務所長又はその指名する者
- (9) 学識経験者その他の町長が必要と認める者

（任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 交通会議は原則として公開とする。

7 交通会議の庶務及び財務は、多古町企画政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第9条の2 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について協議を行うため、交通会議に運賃協議分科会を設置する。

2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、多古町企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、国及び町等の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第 12 条 交通会議に監査委員を 2 名置き、会長が指名する者をもって充てる。

2 監査委員は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を書面により会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 13 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第 14 条 委員等が会議等に出席したときには、予算の範囲内で報償を支給することができる。

2 委員等が職務のために旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 15 条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日告示第 20 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 11 月 2 日告示第 63 号)

(施行期日)

この告示は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(一年一月一日告示第一号)

この告示は、公示の日から施行する。